「介護相談窓口 通信」2023年1月号

※豆知識(介護休暇について)※

「介護休暇」は、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人の場合1年度に5日まで、2人以上の場合は10日まで取得可能です。対象家族は、介護休業制度と同じです。 育児・介護休業法施行規則等が改正され、半日単位での取得から時間単位で取得できるようになり、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できませんでしたが、全ての労働者(日々雇用は除く)が取得できるようになりました。ただし、労使協定を締結している場合、入社6ヵ月未満の従業員や1週間の所定労働日数が2日以下の労働者は対象外となります。介護休暇は通院の付添いや介護サービスの手続代行、ケアマネジャーなどとの短時間の打合せにも利用できます。 短時間の休みが必要な場合は、「介護休暇」をぜひ活用しましょう。

介護相談窓口ではこのような制度についてのご紹介もしております。ぜひご利用ください。

【介護アドバイザー 山内 弘美】

大阪公立大学、大阪教育大学、和歌山大学、積水ハウス株式会社が共同で 「介護相談窓口」開設!

場 所:大阪公立大学杉本キャンパス 1号館1階

女性研究者支援センター(研究推進課分室)

(大阪市住吉区杉本3-3-138)

利用対象:連携機関の研究者、大学院生等

メール: kensi-f-soudan [at] list.osaka-cu.ac.ip

電 話:06-6605-3455

■ 相談窓口HP:http://www.wlb.osaka-cu.ac.jp/effort/assistance-service/

※個別の相談には予約が必要です。まずはお電話またはメールにて

お問合せ・ご予約ください。相談は面談やお電話、メールで対応します。

(Zoomによるオンライン相談も可能です。)

ホームページを公開中 https://diversity-oows.jp/

介護相談室利用可能日

時間:各日10:00~16:00

2023年 1月13日(金)、1月27日(金)

2023年 2月10日(金)、2月17日(金)

次回は、1月下旬に発行します。

